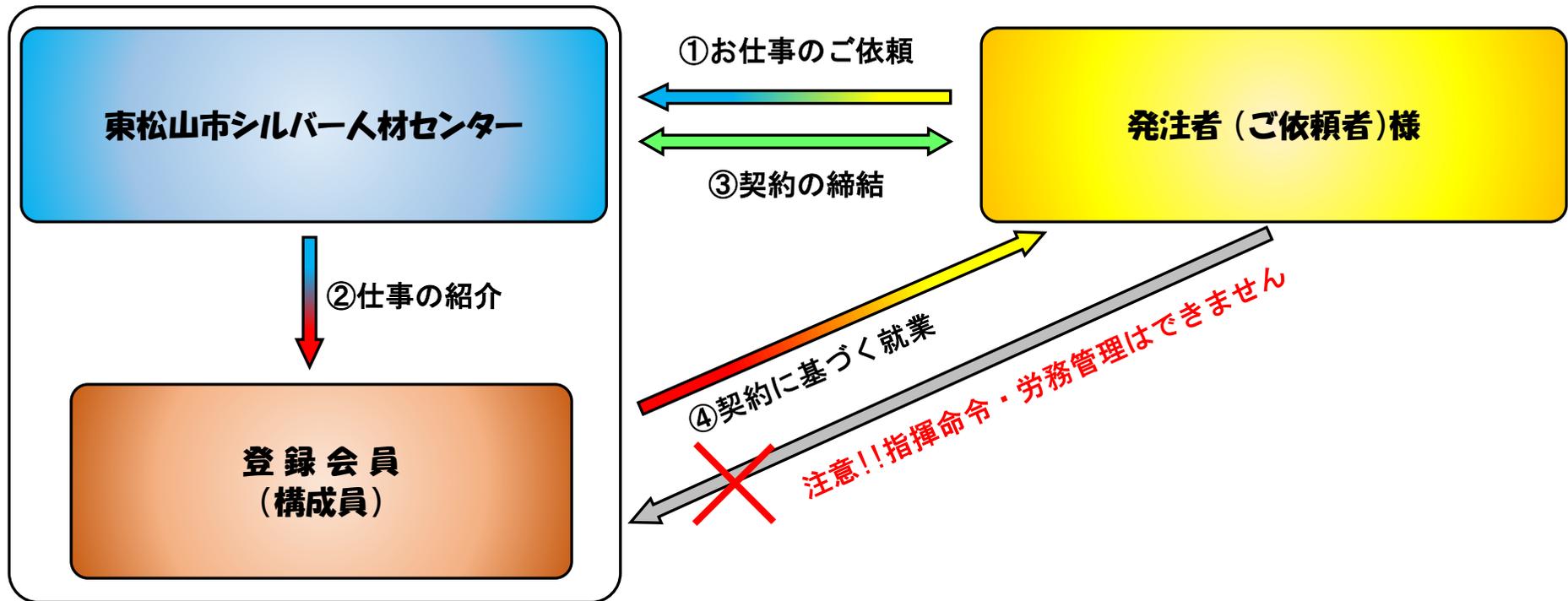


請負契約の略図



【留意点】

- (1) センターは「自主・自立、共働・共助」の基本理念により、会員の自主性を重んじているため、請負契約を原則としています。
- (2) 作業料金は【時給×就業時間】ではありません。（工数やセンターで定める単価で決定します。）
- (3) 発注者様は作業する会員に対して、直接指揮命令や労務管理はできません。（雇用関係にないため）
- (4) 請負になじまない仕事（指揮命令が必須）や対応できない業務は派遣事業、職業紹介事業をご提案させていただきます。
- (5) 上記②の紹介時に就業を希望する会員がいない場合は契約（作業）できません。
- (6) 上記④の就業中に会員が怪我をした場合、労災の適用がありませんが、それに代わるものとして団体傷害保険に加入しています。
※事故発生時は、直ちに当センターまでご連絡下さい。